

第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。そのため、県、市町村及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

2 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所

第2 避難路の選定基準

市町村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 1 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- 2 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
- 3 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- 4 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

市町村長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。なお、指定の際には災害の種類ごとにより避難に適した施設又は場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。

(1) 災害の種類

- ① 洪水
- ② 崖崩れ、土石流及び地滑り
- ③ 大規模な火事
- ④ 内水氾濫・外水氾濫による浸水

(2) 指定基準

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- ② 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ③ 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りでないが、④、⑤に適合した施設であっても、市町村は、洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。県は、市町村と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- ④ 災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- ⑤ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

2 指定に当たっての注意事項

市町村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得なければならない。

3 県への通知

市町村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

4 指定の取消

市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

県は、市町村の指定緊急避難場所整備について、その取組を支援する。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

県及び市町村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- 3 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- 4 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- 5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
- 6 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

第5 指定緊急避難場所の公表

市町村は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

第6 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築

市町村は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を設定する。河川の水位や気象情報、洪水警報の危険度分布、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を収集・活用した具体的な基準を設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当）」、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省砂防部）」等を参考にする。

また、市町村は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

県は、市町村長の避難指示等発令の判断を支援するため、洪水時の水位状況等を直接に市町村長へ情報共有するためのホットラインを構築するとともに、タイムライン作成を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

第7 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- 1 テレビ放送（ケーブルテレビ含む）
- 2 ラジオ放送（コミュニティ FM 含む）
- 3 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- 4 IP 告知システム

- 5 緊急速報メール
- 6 ツイッター等の SNS
- 7 広報車、消防団による広報
- 8 電話、FAX、登録制メール
- 9 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

第8 住民への周知及び啓発

1 災害に関するリスク等の開示

市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。

あわせて、県及び市町村は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

2 ハザードマップの内容の理解促進

市町村は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

県は、市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。

3 迅速かつ適切な避難行動等の促進

市町村は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

県も過去の災害の事例等を用いて、早めの避難の重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを県民に対し啓発する。

また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市町村や自治会等が連携して取り組むものとする。（参考：第2章第4節 要配慮者の安全確保計画）

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な

場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。

また、市町村は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

4 生活再建に向けた事前の備え

県及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

第9 市町村における計画

市町村は、市町村地域防災計画の中で、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- 1 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
- 2 避難指示等の発令区域・タイミング
- 3 水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生
- 4 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 5 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 6 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- 7 避難準備及び携帯品の制限等
- 8 その他必要な事項

第10 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や管轄市町村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

1 学校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法

- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第11 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市町村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。

また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。

第12 自宅療養者等の避難

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

県及び市町村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 避難の定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

第2 指定避難所の指定

1 指定基準

市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定に当たっては次の事項に留意する。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。県は、市町村と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

2 指定に当たっての注意事項

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

3 県への通知

市町村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

知事は、市町村長から指定の通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定の取消

市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 住民への周知

市町村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

第3 多様な施設の利用

1 県有施設の利用

市町村は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

県は、市町村から県有施設の避難所指定について依頼があった場合は、指定避難所としての使用に協力するものとする。

2 民間施設の利用

市町村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

県は、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」を踏まえ体制を整備する。

3 隣接市町村等における受入体制の検討

市町村は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

4 その他の施設の利用

市町村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第4 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取組を支援する。

1 指定避難所に指定されている施設等の整備

(1) トイレのバリアフリー化等

市町村は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図るものとする。

(2) 耐震性の強化

市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

(3) 家庭動物のための避難スペース確保

市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 設備の充実による避難施設としての機能強化

(1) 非常用電源（電気自動車の活用を含む）、自家発電機

(2) 衛星携帯電話等複数の通信手段

(3) 換気や空調、照明の設備

(4) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備

(5) 食料、飲料水、生活用品

(6) マスクや手指消毒液

(7) 冷房・暖房器具

(8) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料

(9) 簡易トイレ

(10) パーティション

(11) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等

3 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備

(1) 紙おむつ等の介護用品

(2) 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）

(3) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事

(4) 生理用品

(5) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

4 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

第5 指定避難所の公表

市町村は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

第6 避難所の運営

市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

1 避難所運営マニュアルの作成

市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。

また市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

【マニュアルの主な記載内容】

1. 避難所運営の基本方針
2. マニュアルの目的・構成及び使い方
3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
5. 要配慮者への対応
6. 女性への配慮
7. 避難所のペット対策
8. 大規模災害時の避難所の状況想定
9. 関係機関の役割
10. 様式

2 避難所としての学校施設利用計画の策定

市町村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

3 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

市町村は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

4 避難所開設・運営訓練の実施

市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。

県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

6 普及啓発

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

7 平常時の感染症対策

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備

市町村は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第8 市町村における計画

市町村は市町村地域防災計画の中であらかじめ次の事項を具体的に定めるものとする。

- 1 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
- 2 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- 3 避難所等での応急教育、保育施設の開設
- 4 その他必要事項

第9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。市町村は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は、市町村に対して必要な支援、助言を行う。

第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模水害や台風等の発生により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が大量に発生することが予想されるため、県及び市町村は、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号等の事例や教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者について

1 帰宅困難者の定義

大規模水害や台風等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 他府県から奈良県へ通勤・通学する者（平成27年国勢調査）

(人)

	大阪府から	京都府から	兵庫県から	その他から	合計	県内他市町村から
総数	29,388	17,791	2,196	8,572	57,947	192,768
通勤	21,152	15,125	1,355	6,793	44,425	164,871
通学	8,236	2,666	841	1,779	13,522	27,897

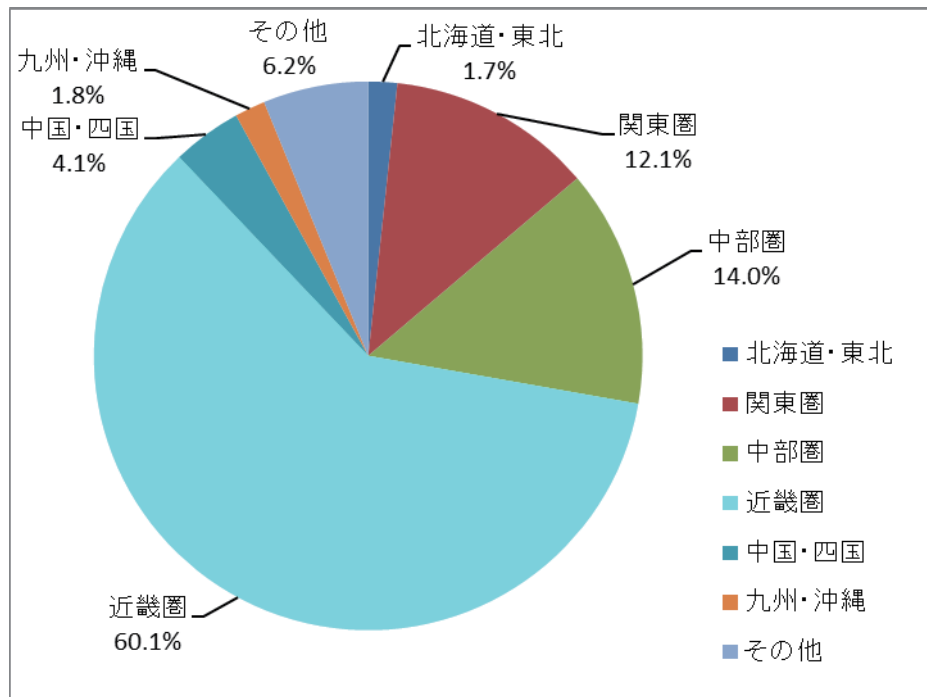
3 奈良県から他府県へ通勤・通学する者（平成27年国勢調査）

(人)

	大阪府へ	京都府へ	兵庫県へ	その他へ	合計	県内他市町村へ
総数	154,708	20,892	5,899	12,338	193,837	192,768
通勤	136,381	14,249	4,063	10,562	165,255	164,871
通学	18,327	6,643	1,836	1,776	28,582	27,897

4 観光客

(令和元年(1月～12月)奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局)



第2 普及啓発

大規模水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

このため、県及び市町村は、関西広域連合や隣接府県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

1 県民への普及啓発

県及び市町村は、県民に対し、大規模水害や台風等の発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、県及び市町村は、交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

2 企業等への普及啓発

県及び市町村は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合な

ど、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

県及び市町村は、集客施設や公共交通機関に対して、大規模水害や台風等の発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第3 駅周辺等における滞留者対策

大規模水害や台風等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱が発生することが予想されるため、市町村は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防止対策の充実を図る。

1 駅周辺等における混乱防止

大規模な駅を抱える市町村は、駅の交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により平常時から連携体制を構築するよう努める。

2 一時退避場所や一時滞在施設の確保

駅周辺等で発生した多くの行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、市町村は、駅前滞留者対策協議会等と連携し、駅周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるため、県及び市町村は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

3 情報提供の体制づくり

県及び市町村は、一時退避場所や一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用や、関西広域連合、隣接府県・市町村、交通事業者をはじめとする民間企業、民間団体、NPO等の関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

第4 帰宅困難者への支援対策

1 徒歩帰宅者への支援

県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。

また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図る。

2 道路・鉄道等の情報共有の仕組みの確立

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等を共有する仕組みの確立に努める。

3 代替輸送の仕組みの確立

県は、関西広域連合や隣接府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みの確立を図る。

第5 観光客等への支援対策

- 1 県は、観光案内所等の観光案内拠点の充実や、W i - F i 等の通信環境の整備に対する支援を行う。
- 2 県及び奈良市は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として活用できるよう、平常時から情報提供や帰国支援等の体制の整備に努める。

また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。

- 3 県は、外国人観光客が、病気やケガ等の旅行上のトラブルや災害発生時において、適切に情報を入手し、的確な対応ができるよう、多言語による相談・情報提供体制の強化に努める。

第4節 要配慮者の安全確保計画

(防災統括室、福祉医療部)

要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。

平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（以下、「条例」という。）」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要であるとしている。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組に努めることとする。

併せて、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

さらに、県は、条例や「災害時要援護者避難支援のための手引き」等を踏まえ、市町村が地域住民や自主防災組織と協力ながら行う要配慮者支援の体制整備を支援していく。

第1 市町村地域防災計画への規定及び全体計画の策定

市町村は、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理するものとし、そのうち、下記の重要事項を地域防災計画に定めなければならない。また、市町村は、作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

- 1 避難支援等関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新に関する事項
- 5 避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 7 避難支援等関係者の安全確保
- 8 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

第2 避難行動要支援者名簿の整備

市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行

う。

また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所または居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。

市町村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

第3 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進めることが必要である。市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。

また、市町村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援

者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう市町村に促すとともに、作成等に関する先進事例の紹介や研修実施等により市町村を支援する。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

市町村は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の整備

令和元年7月に、県と奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、令和元年11月に発足した、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。

第6 避難所における対策

1 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入を想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。

また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバ

リアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。

また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。

2 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、県及び市町村は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

第7 情報伝達手段の整備

1 様々な情報伝達手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスや遠隔手話通訳サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに、日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供については出来るだけ多言語で行うなど、日頃から通訳者の確保に努めておくことが理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。

2 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、県及び市町村は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。

外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、県及び市町村は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS、等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。

また、県及び市町村は、NPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

第8 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災市民組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体(又は関係団体)等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。県は市町村に対し、防災訓練における避難者受入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進めるよう促していく。

第9 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

市町村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する必要がある。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。

第5節 住宅応急対策準備計画

(地域デザイン推進局)

県及び市町村は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、不動産関係団体と連携し、大規模災害時には広域的な観点に立って民間賃貸住宅の被災者への提供等に努める。

第1 応急仮設住宅の供給体制

県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等については市町村間の連携を県が主導して進める。

さらに、大規模災害時には近隣府県等において同等以上の被災が発生し、県内の応急仮設住宅の供給が不足する可能性も踏まえ、広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

第2 木造応急仮設住宅の供給及び整備体制等の把握

県は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅の供給が不足する可能性等も踏まえ、県産材を利用した応急仮設住宅の供給体制の構築に向けて、供給規模、供給資材、施工体制など、円滑に応急仮設住宅を供給できるよう関係者間の連携に努める。

第3 応急仮設住宅の設置

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第4 公営住宅の空き家状況の把握

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第5 民間賃貸住宅の借上げ等に係る協力体制

県は、大規模災害時において一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する場合等必要な時は、大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき、公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部、公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等及び被災者への住宅のあっせんに関する協力を要請する。

第6節 防災教育計画

(防災統括室、教育委員会)

災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

第1 学校における防災教育

1 趣旨

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

(1) 幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

(2) 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

(3) 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

(4) 高等学校段階における目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動にお

いて、適切な役割を自ら判断し行動できる。

なお、障害のある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

2 防災教育の内容

気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (7) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (8) 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- (9) 災害時における心のケア

3 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホ

- ームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。
- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICTを活用するなど指導方法の多様化にも努める。
 - (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
 - (7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
 - (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
 - (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。
 - (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
 - (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

4 教職員に対する防災研修

県及び市町村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第2 県民に対する防災知識の普及

災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、県、市町村、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県や市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、県、市町村、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで県民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。

1 普及の内容

普及する知識は、県民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

- (1) 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- (2) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (3) 気象知識
- (4) 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- (5) 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- (6) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- (7) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (8) 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (9) 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等
（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
- (10) 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (11) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (12) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (13) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール of 取決め等）についてあらかじめ決めておくこと
- (14) ライフライン途絶時の対策
- (15) 生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）
- (16) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 普及の方法

県、市町村、防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- (1) 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、県・市町村広報紙、インターネット等）
- (2) 講演会・講習会等の開催
- (3) パンフレット等の作成
- (4) 視聴覚教材の貸出
- (5) 県政出前トーク
- (6) 災害リスクの現地表示
- (7) 避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校） 等

第3 職員に対する防災教育

県、市町村、防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

第4 防火管理者に対する防災教育

県及び市町村は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。

1 防災の日及び防災週間

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- (6) 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

第7節 防災訓練計画

(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)

災害発生時において、県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、県及び市町村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

第1 訓練の考え方

県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。

第2 県・市町村が実施する訓練

1 市町村

(1) 防災総合訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

(2) 各地域での防災訓練

また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

(要配慮者の避難支援訓練を含む)

② 避難所開設・運営訓練

(要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮)

③ 安否確認訓練

(例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否

を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告する)

④ 情報収集・伝達訓練

(例：避難指示等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する)

⑤ 避難指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等

なお、(1)と(2)を組み合わせ、同日に市町村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。

2 県

(1) 防災総合訓練

県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

防災総合訓練の中でも、医療団体による訓練では、医療に特化した専門的な訓練が試みられており、今後も各団体の創意工夫により実践的な訓練となるよう努める。

(2) 市町村への支援

県は、市町村が実施する防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して必要な支援を行う。

① 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力

② 消防防災ヘリコプターの派遣

③ 避難所訓練等のモデル事業の実施

④ 職員による出前トークの実施 等

(3) 地域内の誰もが、それぞれの場所に参加できる訓練

県は、従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練を実施する。

(4) マニュアルに基づく研修・訓練

県が策定する「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づき、災害時に役立つ実働的な訓練や研修を行う。

(5) その他

県は、平時から関係機関とのコミュニケーションを図り、また連絡体制の確認を図るため、ライフライン防災対策連絡会やライフライン情報共有発信訓練などを実施し、「顔の見える関係」の構築と、その関係を持続的なものにするよう努める。

3 その他

県、市町村は、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

第3 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。

また、県、市町村が実施する防災総合訓練や、地域が実施する防災訓練に、積極的に参加、協力を行うこととする。

2 その他機関等の訓練

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的の実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進める。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行うこととする。

第4 他府県等との合同訓練

県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」をより実効性のあるものとするため、毎年、各応援協定に基づく合同訓練を実施、又は参加する。

関西広域連合が実施する広域応援訓練にも、構成県として積極的に参加する。

第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

(安全・安心まちづくり推進課)

災害による被害を防止・軽減するには、県民一人ひとりがわがこと意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

県、市町村及び各消防局（本部）は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

1 平常時の活動内容

- (1) 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
(例：防災新聞による避難指示等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等)
- (2) 地域における危険箇所の把握
(例：行政が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)
- (3) 地域における消防水利の確認
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等)
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
(例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等)
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
(例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難指示等の避難情報の伝達訓練等)
- (6) 要配慮者の把握
(例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- (7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
(例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等)

- (9) 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加
(例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等)
- (10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)
- (11) 地域全体の防災意識向上の促進
(例：PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

2 災害発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達
- (5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第2 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、市町村及び消防本部（局）と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めることとする。

第3 育成強化対策

1 県の育成強化対策

県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。

- (1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言
- (2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請
- (3) 自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会の実施
- (4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣
- (5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援
- (6) 地域防災組織の結成、活性化を担う県職員、OBの選任及び支援
- (7) 自主防災組織同士の連携の促進
- (8) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出
- (9) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介
- (10) 損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等

2 市町村及び消防本部（局）の育成強化対策

市町村及び消防本部（局）は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

- （１）防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
- （２）自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
- （３）活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- （４）各コミュニティへの個別指導・助言
- （５）自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
- （６）自主防災に関する啓発資料の作成
- （７）自主防災に関する情報の提供 等

3 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- （１）実施主体
- （２）自主防災組織育成に関する計画（方針・目標・方法）
- （３）自主防災組織への具体的支援策
- （４）その他必要な事項

第4 地区防災計画の策定等

1 地区防災計画の策定

市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。

市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

2 個別避難計画との整合

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第9節 企業防災の促進に関する計画

(防災統括室、産業・観光・雇用振興部)

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定する。県、市町村、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

第1 企業・事業所の役割

1 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国または県、市町村が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。

また、事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努めるものとする。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等にあたっては特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっては目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

また、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた研修の実施や普及啓発活動等を行う。

第3 市町村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第4 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

(消防救急課)

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

1 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

1 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

県及び市町村等は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。